

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和 7 年 1 月 24 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）ラ・ムー彦根店 彦根市平田町字五反田 1125 番 ほか

2 意見の概要 彦根市からの意見

- (1) 誤って中央中学校の駐車場および駐輪場を使用されないよう注意すること。また、排気ガス等に十分配慮すること。
- (2) 排水計画について協議すること。
- (3) 法定外公共物について、占用および形状変更が伴う箇所は別途申請すること。
- (4) 当施設から発生する事業系廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 3 条第 1 項」の規定に基づき事業者の責任において適正に処理すること。
- (5) 平成 27 年 4 月 1 日施行の「彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱（平成 26 年彦根市告示第 92 号）」に基づき、「彦根市事業系一般廃棄物管理責任者選任届」および「彦根市事業系一般廃棄物減量化等計画書」を次の期限までに生活環境課に提出すること。「彦根市事業系一般廃棄物管理責任者選任届」については、選任（もしくは変更）の日より 14 日以内。「彦根市事業系一般廃棄物減量化等計画書」については、毎年 4 月末日まで。
- (6) 中央中学校の敷地内に来客によるゴミの廃棄をされないよう注意すること。
- (7) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 2 条第 1 項に規定する特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始の 30 日前までに生活環境課に届け出ること。
- (8) 事業の実施に伴う騒音が発生しないように防止対策を講じること。
- (9) 近隣住民から騒音の苦情が発生した場合は、さらなる防止対策を講じるなどの迅速な対応を行うこと。
- (10) 学校運営中、生徒の学習の妨げにならないように注意すること。
- (11) 刺激に敏感な生徒が在籍しているため、光などに気をつけること。
- (12) 当該計画地は、彦根市景観計画に基づく市街地景観ゾーンに位置している。本件の建築計画は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく届出対象行為となることから、良好な景観形成が図れるよう景観形成基準を遵守のうえ、行為着手までに市の適合通知を受けること。
- (13) 当該計画地は、彦根市屋外広告物条例（平成 27 年彦根市条例第 6 号）に規定する第 6 種地域に位置している。本件の屋外広告物の計画は、申請対象行為となることから、許可基準を遵守のうえ、行為着手までに市の許可を受けること。
- (14) 建築物、屋外広告塔、野立広告物等における屋外の照明または電光表示物を設置する場合は、周辺地域の住民等に対して過剰な光や漏れ光などの影響による光害が発生しないよう、照明の配置、方向、強さ、光源の種類および点灯時間に十分配慮するとともに必要な措置を講じること。
- (15) 万引き等の触法行為ならびに迷惑行為等があった場合、学校に連絡をすること。
- (16) 申請地は中央中学校に隣接しており、付近道路は小中学校の通学路となっている。搬出入のための大型車両が通行する場合、通学路を通行することになるため、登下校時間帯において通学路の通行をできる限り避け、通行するときは、児童および生徒には十分に注意し、安全運転を心がけること。また、下校時間帯は店舗利用者が多くなることが予想されるため、駐車場出入口への警備員配置を検討すること。
- (17) 建築等に関しては、建築基準関係規定を遵守のうえ、建築確認を受けること。
- (18) 建築物以外の工作物の工事費（土木工事の請負契約金額）が 500 万円以上の場合、または新築工事における延床面積が 500 ㎡以上の場合、「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）」（建設リサイクル法）の届出が必要である。
- (19) 延べ床面積 300 ㎡以上の場合、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）」の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、省エネ基準に適合する必要がある。
- (20) 特定施設（物品販売業を営む店舗）に該当し、用途面積が 200 ㎡以上の場合、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例（平成 6 年滋賀県条例第 42 号）」の規定に基づく届出が必要である。
- (21) 水路で分断された敷地を同一敷地とする場合は、基準を満たす水路占用許可が必要である。滋賀県内建築基準法取扱基準 2-1-02 の適用が必要である。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町 4 番 2 号

(2) 縦覧期間 令和 7 年 1 月 24 日から令和 7 年 2 月 25 日まで